

薬局内で新型コロナウイルス感染症検査の検体採取の立ち合い等を行う際の 衛生管理等のポイント

令和4年1月14日
日本薬剤師会作成

新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領に基づき、薬局はワクチン・検査パッケージ等定着促進事業、感染拡大傾向時の一般検査事業において、新型コロナウイルスの PCR 検査等の検体採取の立会い及び抗原定性検査の結果の確認等を行う事業者として登録できることとなり、地域での医薬品供給を担う薬局は積極的に取り組んでいく必要があります。

一方で、受検者の中には陽性と判定される者も想定されることから、薬局での検査の立会い等にあたり、薬局での感染を起こさないためにも衛生管理が重要となります。

つきましては、薬局での感染防止対策を図りながら同事業に基づいて検査の立会い等を行う場合のポイントをまとめましたので、自薬局の構造設備等も考慮した上で、薬局での衛生管理等に努めていただければ幸いです。

検査手順

検査の実施に際して、手順を定めている。

採取等の実施場所

検査の実施場所は、患者待合室などから明確に区別されている。

検査受検者の人数に応じ、感染防止のための空間が確保されている。

検査受検者と検査管理者の間に十分な距離を確保するか、距離を保てない場合は透明なシールド等で隔たりを設けている。

検査受検者による検体採取の様子や検査結果を十分に確認できる明るさがある。

パーティション等を設置し、受検者のプライバシーを保護するとともに飛沫拡散防止を図っている。

室内の換気等

法令を遵守した機械換気が設備されている場合は常時活用を行う。また、自然換気を行う場合も2方向での換気が望ましく、保温に気を配りながら常時10～20cmを開放して換気を実施している。

CO₂モニターを設置することが望ましい。

湿度については、一定程度(40%)以上まで加湿することに努めている。

消毒等

検査の立会いを行う薬剤師が開局前に健康チェックを行っている。

検査の立会いを行う薬剤師はマスクや防護服等を装着し、検体採取・検査の立ち合いをしている。

※ N95 マスクや医療用マスク(医療用クラスⅡまたはⅢ)を着用することが望ましいが、薬局で用意することが困難であれば、医療用クラスⅠや一般用の不織布マスクを着用する。また、フェイスシールドや長袖ガウンなどの個人防護具(PPE)は極力着用する。

検体採取・検査前後で、検査受検者の手指消毒を実施している。

検査を行うたびに検査の実施場所(特に飛沫等が付着する可能性がある箇所)の消毒を実施している。

廃棄物の処理等

使用済みスワブ等の検査によって生じた廃棄物については、原則、受検者自らが袋に入れる。その後、作業者が二重にごみ袋に入れて縛り、密閉して廃棄を行っている。

廃棄に際して、作業者はマスクや手袋を着用して作業し、作業後は石鹸等で手指を洗浄している。

検査によって生じた廃棄物について、自治体の指示に沿って適切に廃棄を行っている。

検体採取の立ち合い後の対応

【PCR 検査のために検体を検査機関に送付する場合】

検体は、検査機関が定めた方法に従い保管し、検査機関に送付している。

検査機関から受検者に対して検査結果通知書を発行させるとともに、薬局でも結果通知を受けている。

【受検者が行う抗原検査結果の読み取りを行う場合】

陽性判定時は、連携等をしている医療機関を紹介している。

陰性判定時は、感染している可能性を否定できないことを含め、今後もマスクの着用、手指消毒の実施など必要なことを指導している。

陰性判定時でも、咳や発熱などの風邪様症状がある場合は、医療機関を紹介している。